

宗像市渡船事業運営審議会の運営方針

1. 趣 旨

宗像市渡船事業運営審議会規則（平成 18 年規則第 8 号。以下「規則」という。）第 8 条の規定に基づき、宗像市渡船事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 会長及び副会長

会長及び副会長は、規則第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者として委嘱された委員について、委員の選挙によってこれを定める。

3. 開催手続

会長は、市長の諮問に基づいて審議会を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある市の職員その他必要と認める者に対して通知するものとする。

4. 委員の代理

審議会における委員の代理は、これを認めない。

5. 会議の議事進行

- ①会長は会議を主宰し、議事を進行する。
- ②会長は、議事について、必要に応じて市の職員その他必要と認める者に説明及び資料の提出を求めることができる。
- ③会長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

6. 傍聴

- ①傍聴の取り扱いについては、宗像市渡船事業運営審議会の傍聴及び会議録に関する取扱要領によるものとする。
- ②会長は、必要があると判断したときは、委員の過半数の賛成を得たうえで、会議を非公開にすることができる。

7. 会議録等

- ①会長は、審議会の会議録を作成し、事務局にて保管させるものとする。
- ②会議録の作成は、宗像市渡船事業運営審議会の傍聴及び会議録に関する取扱要領によるものとする。
- ③会議録には、あらかじめ会長が指名した 2 人以上の委員の署名を要する。
- ④会議録その他の文書等の公開については、宗像市情報公開条例（平成 15 年条例第 10 号）によるものとする。